

建設業労働災害防止規程 変更案の概要

令和5年9月5日

厚生労働省労働基準局

安全衛生部計画課

労働災害防止規程等について

1. 労働災害防止規程とは

労働災害防止団体法(以下「法」という。)第36条第1項第1号の定めに基づき、業種別労働災害防止協会が設定するもの。

会員には、当該規程の順守義務が課せられている。(法第41条第1項)

労働災害防止規程は、厚生労働大臣の認可を受けなければその効力を生じない。その変更についても同様である(法第38条第1項)。

認可するに当たっては、厚生労働大臣は労働政策審議会の意見を聞かなければならない。(法第38条第4項)

2. 労働災害防止規程で定めるもの(法第37条第1項、第2項)

適用範囲に関する事項

労働災害の防止に関し、機械、器具その他の設備、作業の実施方法等について講ずべき具体的な措置に関する事項

上記の事項の実施を確保するための措置に関する事項

協会が労働災害防止規程に違反した会員に対する制裁の定めをする場合には、これに関する事項は、労働災害防止規程に定めなければならない。

3. 労働災害防止協会とは(参考)

事業主及び事業主等の団体による、自主的な労働災害防止活動を促進するための措置を講じ、もって労働災害の防止に寄与することを目的として、法に基づき設立された団体。

労働災害防止協会として、厚生労働大臣が「指定業種」として指定した業種別の協会がある。

現在、「建設業」、「陸上貨物運送事業」、「林業・木材製造業」、「港湾貨物運送事業」の四協会。

建設業労働災害防止規程の変更について

建設業労働災害防止規程は、建設業における労働災害の防止に寄与することを目的として、昭和41年に建設業労働災害防止協会(以下「建災防」という。)が制定し、労働大臣が認可したものである。

令和5年度から、国が策定する第14次労働災害防止計画(14次防)が開始。14次防に定められた目標の達成に向け、建災防は「建設業労働災害防止5カ年計画」(以下「5カ年計画」という。)を策定した。

今回の変更は、5カ年計画に定める目標の達成、また、墜落、転落災害防止をはじめとする労働安全衛生関係法令、ガイドライン等の改正を踏まえ、建災防会員に対し、労働災害の防止をより確実なものとするために変更を行うもの。

変更の背景・理由

1. 労働安全衛生関係法令、ガイドラインの改正等

- ・ 足場からの墜落防止措置に係る労働安全衛生規則の改正 (R5.10.1、R6.4.1)
- ・ 一人親方等に対する措置の義務化(R5.4.1)
- ・ 石綿障害予防規則の一部改正(R3.4.1、R5.10.1)
- ・ 「溶接ヒューム」における特定化学物質障害予防規則等の改正 (R3.4.1)
- ・ 新たな化学物質に係る労働安全衛生法令の改正 (R5.4.1、R6.4.1)
- ・ ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの改正 (R3.4.1)
- ・ 騒音障害防止のためのガイドラインの改正(R5.4.20)
括弧内はいずれも施行日。

2. 協会独自の上乗せ規定等

- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律 (H29.3.16)のうち、安全及び健康に関する意識の啓発に資する現行規定の追記
- ・ 労働災害の実状を踏まえた改正

主な変更点

点検実施者の氏名の記載、一側足場の使用の制限を新設。

一人親方等に対し、危険有害な作業である石綿、酸欠等における健康障害防止の措置に係る規定を追記、変更。

石綿障害予防に係る措置として、石綿解体作業の事前調査等に関する規定を追記、変更。

特定化学物質障害予防規則に「溶接ヒューム」が追加されたことを踏まえ、粉じんによる健康障害防止の観点から、作業主任者の規定を新設。

化学物質の自律的管理に係るばく露を最小限度にする等の規定を新設。

「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」の活用の規定を新設。

改正後の「騒音障害防止のためのガイドライン」を引用する変更。

建災防方式「新ヒヤリハット報告」の活用を追記。

地山等の崩壊等による危険の防止、脚立等の適正使用等を変更、追記。

車両系建設機械のシートベルトの着用等を追記。

建設業労働災害防止協会について(参考)

1. 概要

労働災害の防止を目的とする事業主の団体による自主的な活動を促進するための措置を講じ、もって労働災害の防止に寄与することを目的として、「労働災害防止団体法」に基づき、建設業を営む事業主及びその事業主の団体で構成されている。

設立年月日	会員数	会長	所在地	職員数
昭和39年9月1日	48,252事業場 (571団体)	今井 雅則 (戸田建設(株)代表取締役会長)	東京都港区芝5-35-2 (安全衛生総合会館内)	312人

令和5年6月時点

2. 業務内容

労働災害防止規程の設定	会員への技術的な事項についての指導及び援助
労働者の技能に関する講習	情報及び資料の収集・提供
調査研究及び広報・普及 等	

3. 予算措置(労働災害防止対策費補助金)

労働災害防止団体が行う、現場の実態に即した自主的な労働災害防止活動について、その業務に要する経費等を、国が労働災害防止団体法()に基づき補助することにより、労働者の安全と衛生の増進を図り、もって労働災害の防止に寄与している。

()...労働災害防止団体法(抄)

第54条 政府は、労働災害防止団体に対して、労働保険特別会計の労災勘定の予算の範囲内において、その業務に要する費用の一部を補助することができる。

4. 予算額(労働災害防止対策費補助金)

令和5年度予算額 11.4億円